若

琳 円 堯 円 顕 琳 浄 顕 浄 賢 円 善善顕乗良円宗乗慶杲信

興福寺承仕関係文書から

歴史研究室では、興福寺の承仕を世襲した 中村家の分家に伝来した文書を、科研費も充当して調査 している。そのうち東大寺図書館に寄贈された分は、す でに吉川聡編『東大寺図書館所蔵中村純一寄贈文書調査 報告書』(2014年。以下『報告書』と略称)として公表した。 しかしそれ以外に、今も中村泰氏が所蔵する史料が存在 しており、その分を現在調査している。調査で見いだし た興味深い史料の一部をここに紹介したい。

中村家が世襲した承仕とは、正式には「唯識 講承仕 | という (例えば『報告書』海原靖子論文20頁所収の 安政2年2月仲ヶ間横入連判書)。つまり興福寺の承仕とは、 唯識講の役職名だった。唯識講とは、平安時代院政期に 藤原忠実が創出した、興福寺で唯識を勉学する講である。 その僧侶集団は中世には唯識講衆・講衆と呼ばれ、興福 寺の主流派の僧侶集団を形成していた(坂井孝一「「三ヶ 大犯」考」『日本歴史』第496号、1989年)。承仕は、本来はそ の講衆の活動を支える実務を担当する職だったはずであ る。そして江戸時代にも、承仕は唐院・新坊の公物方を 管理するなど、興福寺運営のカナメを担っていた。

その承仕に関する史料として、今回、 承仕中過去帳 中村泰氏所蔵文書で第1括1号とした史料を紹介した い。これは「承仕中過去帳」の外題を持ち、縦11.8cm横 16.9cmの、小さな袋綴装の冊子本である。奥書には「文 政元^戊寅歳五月/中村栄関/写之」とあり、江戸時代後 期の文政元年(1818)の写本である。表紙見返しには次 に掲げるように、本文の目次が掲載されている。

一、天文二年以来承仕中臈次 写/二、同過去帳 写/ 三、同系図書 写/四、唐院新坊修理方役次第/五、 弥勒講牛王裏書品 写/并、福智家記録

この目次の中で「一」・「三」は、『報告書』宇佐美倫 太郎論文所収の、「天文二年以来承仕中系図并臈次書」(以 下、「臈次書」と略称)と同じ内容である。「四」は承仕の 役である唐院奉行・新坊奉行・修理奉行を書き上げたも ので、江戸時代には唐院奉行・新坊奉行が各2名ずつ、 修理奉行が2名~4名だったことが判明する。

今回紹介するのは、目次の「五」 承仕仲間の起請文 にあたる部分である。室町時代後期から江戸時代前期に

かけて、承仕が誓いを立てた起請文の写しである。11通 あり、それぞれの先頭に①~①の番号を付けておいた。 ⑤のみは「臈次書」にも掲載されるが、他は新出史料で ある。正文は「仲ヶ間一臈箱」にあったとのことで、承 仕仲間で代々引き継がれた重要文書である。

文書は年代順に並んでいる。最古の①天文3年(1534) の文書は、福田院(福寺ともいう)の地が質物になったこ とについて、浄順房の責任を問うている。浄順は「蓮成 院記録」によれば、天文2年9月20日に「不経歴」を問 われて、唐院承仕の2名と共に改易されている。彼の改 易によって登用されたのが祐賢で、祐賢は中村家の初代 として系図に見える人物である(『報告書』宇佐美論文25頁)。 また、本史料の「一」や「臈次書」では承仕の「天文二 年以来」の臈次を記録している。この時期に何が変わっ たのか、さらなる検討が必要である。

天文年間の他の文書では、承仕の会合などでの雑談を 外で噂にすることを戒めたり(②)、荘園の算田師の競 望を調整したり(③)、寺恩の下行がないことに対応し たり(④)と、承仕仲間が戦乱の中で苦労しながらも、 団結を保とうとする様子が窺える。また、56では承仕 の昇進の順番を定めるが、これは江戸時代後期まで規範 として守られていた(『報告書』20頁)。

その後、奈良の支配者は松永久秀、さらに筒井順慶に 移る。筒井順慶は天正12年(1584) 8月11日に亡くなる が、7月に承仕が病の回復を祈ったのが⑦である。翌年 には、閏8月に筒井家は伊賀に転封となり、9月に豊臣 秀吉の異母弟の秀長が大和に入ってくる。⑧ではその際 に、興福寺領が安堵されんことを願っている。しかし結 果は大幅削減となり、興福寺は大打撃を受けている。⑨ ⑩で給分等の下行がなく迷惑と記すのは、そのような事 情のためだろうか。寺の衆徒だった筒井順慶との近しさ と、その後の苦労が読み取れる。

中世から近世へと変化する時代に、承仕た おわりに ちは互いの利害を調整しながら、一体感を持った集団を 維持していた。ただし本史料は誤写もあり、意味が取り にくいので、今後さらに理解を深めたい。 (吉川 聡)

釈 文

仲ヶ間一﨟箱ニ在之起請文之写 牛玉宝之裏書也、

1 日又有御方へ書状被進事在之、浄順房(或) 被成申事者、浄順房沙汰ト寄存処、近 仍連暑起請文如件、 賀茂下上、殊春日大明神三宝御罰者也 也、仍多分評定不可意儀者也、蜜事談事中自然々代以下被出躰、可為同科者 番之所役一切不可当之者也、万一於傍 之沙汰之次第支証明鏡之間、於浄順房 雖申入之、不能御承引、既神木被下事 之、兼承仕中者一向不致存知之由、種々 十一此下地質物二被召之由被申懸事在 右子細者、 合不可有他言也、 者、各令義絶、 之代官以下、 敬白 日本国主天照皇太神·八幡三所· 天罰連暑起請文之事 傍輩中下地福田院弐反六六 マ 不可罷出者也、 内外会合并出仕諸奉公 若此旨令違犯者、可 然者、領 3

天文参年五月日

宗順 舜松

舜賢 浄順 円慶

浄円 賢乗 堯顕 識円

道 浄宗

宗琳 祐賢

座敷存分評定、亦者、心中不知悪口等 右子細者、 天罰起請文之事 傍輩会合或月並講出仕間、

言可申、

就其、

有漏達事、

2

如件、 断次第也、所詮、 七堂三宝御罰可蒙各罷者也、 出仕止旨、堅一決畢、若此旨令違犯者、 評定並時雑談以下、於他所一切不可有 日本国主天照太神別而春日五所大明神

浄円 一﨟 浄順 賢良 舜賢 宗琳 浄宗 舜道 堯顕 祐賢 浄賢 識円 道順 円慶 浄琳 明堯 舜松

敬白 連暑起請文事

引躰者、 輩中可信躰仁、別而可被仰付者及御 〔^{進退力}〕 御折檻事繁与致迷惑者也、剰近日傍 之事、然処、近年寄事於左右、上々[舉力] 、然処、近年寄事於左右、上々] 者傍輩中鏡望次第七被出事、是者傍暈中鏡望次第七被出事、是者傍奈良田井算田毎年両季仁遣之、往古 公相伝等一切可致義絶者也、 於顕現之躰者、傍輩中諸会合并諸奉 遊傍輩中仁鏡望之躰在之故歟、然者、 沙汰条、歎入御事也、是併近年如口 輩不懷根現歟、無勿躰、 然処、近年寄事於左右、上々 可為同科事、 所詮、従上 、於無承

面々諸会合并仮仁一両輩会合砌、就 事悪様取成被申躰在之由、 談之儀歟、令申沙汰事在之、於万之 上々御儀奉公之義歟、又者上々御雑 及口遊、 (5)

天文五年丙申三月廿四日 仍起請文 4

算田師之事、如中古定、上之儀御詫 面々申合題目、 不可 現 蒙

趣路達躰在之由、及口遊半多、言語同[編2] (繁2) (繁3) (第4) (第4) (第5) (第5) (第5) (第5) 於向後面々参会砌、 者也、 成白癩・黒癩身、可被相除傍輩之衆列 大小神祇殊者当社権現御罰、 右条々、令違犯者、可罷蒙 天文六年丁酉三月廿八日 仍連暑起請文如件、 一﨟 舜道 浄順 祐乗

賢良 舜賢 浄宗 堯顕 円慶 浄琳 道順

任惣評定者也、反米臨時杯以下無下行恩之內不寄半分此面々江於致下行者、 仍連書起請文如件、 [署] 日五社七堂之御罰下各々可蒙罷者也。 会仕者也、若令評乱者、日本国中殊春 可用仁立候、 無存知者、無力寺門諸奉公惣別義付不 時者、不寄当年永代如此也、并於各々 無実沙汰而無下行及迷惑者也、所詮寺 敬白 天罰起請文事 并傍輩会合之儀モ不可参

天文九年庚子十二月廿日 円乗 円慶 祐乗 明 浄 彝

賢良 舜松 宗_良 淋^班願 浄顕

敬白 連暑起請文事 別紙也、弥勒講牛王之裏書三有之、

永禄十丁卯年二月十六日

不可有承諾者也、若背此旨申者、可被 有沙汰旨及口遊、事実者新儀非例之義 傍輩中江令横入、剰諸定使奉行等恣可 之事、守先規令沙汰処、近日語族縁内縁 右子細者、傍輩中次第昇進并後々闕妹 太以不可然、所詮、如何様之雖為苦労 日本国中大小神祇、殊者 当社権 御罰、於今生者 尽承仕冥加、 後

日本国中 猶其上仁 天文十一年壬寅三月十九日

腐印 舜賢 舜道印 浄順印 賢良印 浄宗印 日織円印 明堯 [識] 良願印 堯顕印 舜松印 円慶印

浄賢

明堯

祐賢

良

識円

舜松

永録十年二月写左ニ〔禄〕

対傍輩中不儀之企、并此一書之面於 傍輩中今度歳末躰之事、故浄宗房子 温飯方・公物方田地紛之儀、 被相背躰者、堅可令義絶、 算勘并預銭以下、在様厳重可被仰事、 既春辰殿被入置上着、任先例目録旨、[者] 立帰可為歳末歟之由其沙汰在之、目 為次第之処、春辰殿之上座春満殿 息春辰殿、次座琳円房子息春得殿可 春辰殿次座歳末躰春得殿被申催事、 録面春満殿春辰殿春得殿与次第之処、 右意趣者 若於同意 同取物

趣者也、 七堂殊者弥勒菩薩御罰、 右条々、於違犯輩者、罷蒙春日社五社 仍起請文如件、

舜松 﨟 円乗 源舜 善円 顕乗 浄〔円 泉宗盛

7 春日社御間御千度事 奉御立願状

浄琳印 善円印 円乗印 琳松印

6 敬白 天罰起請文之事

躰者、可為同科事

永可被堕罪悪

賢良

生者可堕地獄者也、仍連暑起請文如件、

御小保丸印 浄顕印 刻、可遂果者也、仍奉御立願状如件、 右、今度 順慶法印様御煩早速御本復 多賀社代参事 伊勢代参事 天正十二年七月廿日 承仕中敬

8 春日社御間 立願状 御千度事

一千座祓

ヶ度事

立願状如件、 領無異儀安堵上、早速可遂果者也、仍 右志趣者、 千巻心経 今度国替目之儀付、 興福寺

天正十三年乙酉潤八月吉日面々衆敬

敬白

天罰起請文事

也、仍起請文如件 違犯者、日本国中大小神祇殊ニハ春日 卅講御奉公師留可申者也、若此旨令 「抑ゥ」 万一於無御下行者、無力各令一味同心 下行迷惑不過之候間、 行方之儀、兎角御手間被入、于今無御 右意趣者、去々年奉行所方給分并定下 候、無異儀於御下行者、不及是非候! 大明神七堂三宝面々氏神可罷遂御罰者 達而御詫言可申

天正十六年戊子三月廿六日 承仕中 **藤舜松**

10 奉立願

荒神御百度事 春日社御間御百度事

千巻心経事

御下行刻、可遂果者也 方于今無御下行間、御詫言仕候、早速 右意趣者、去々年奉行所給分並定下行

仍立願状如件 天正拾六年戊子三月廿六日 ロー面々衆等